

大分大学における新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) の予防及び対応マニュアル



令和2年（2020年）11月27日（第15版）

大分大学

大分大学における新型コロナウイルス感染症の予防及び対応マニュアル

本マニュアルは、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)に対する個別マニュアルとして定めるものである。本マニュアルに定めているもののほかは「国立大学法人大分大学危機管理規程」及び「危機管理基本マニュアル」に基づき対応し、「危機対策本部」(以下「対策本部」という。)設置後は、対策本部にて一元的に情報を把握するものとする。

本マニュアルは暫定的なものであり、感染症の流行状況や行政の方針に伴い随時改訂する。

なお、医学部附属病院における予防及び対応については、別に定める。

I 国内発生早期(大分県外での発生)における対応(国内で新型コロナウイルス感染症が発生した状態)

(学生、職員への情報提供)

第1 保健管理センターは、総務課、学生・留学生支援課、各学部学務係、医学・病院事務部学務課と連携の上、学生及び教職員に対し、新型コロナウイルス感染症に関する情報の提供を、掲示板、DEEP mail及び学内イントラネット等により行う。

(相談窓口)

第2 学生及び教職員に対する新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口を、保健管理センター(旦那原：097-554-7477、挾間：097-586-5552)に設ける。

(関連物資の備蓄)

第3 保健管理センターにおいて流行第一段階以後に必要な物資(サージカルマスク、N95マスク、消毒薬、ガウン、フェイスシールド、キャップ、手袋等)を確保し、必要量を備蓄しておく。

(有症状期の対応)

第4 2020年2月1日以降、海外に渡航歴のない学生・教職員において、発熱や呼吸器症状(咳、鼻水、咽頭痛等)を認める場合は、大学への登学又は出勤をせず症状が改善するまで自宅待機とし、他人との接触は控える。速やかに担当部局へ届け出を行い、経過記録票の記入を開始する。また、医療機関に受診が必要な場合は、まず電話して症状を伝え、マスクを着用の上、受診する。ただし、治療しているにも関わらず、下記①、②に当てはまる場合は、最寄りの保健所に電話で相談の上、指定された医療機関を受診する。(「発熱や呼吸器症状(咳、鼻水、咽頭痛等)を認める学生・教職員の皆様へ(2020年2月1日以降、海外に渡航歴のない方)」を参照。)

① 風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上継続している。

② 強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある。

2 第1項の①、②に当てはまる場合は、速やかに、学務課・各学部の学務係(学生・正規課程の留学生)、学生・留学生支援課(正規課程以外の留学生)、各所属部局の担当者(教職員)(以下、「担当部局」という。)へ届け出る。届け出を受けた担当部局は、総務課及び保健管理センターへ報告し、保健管理センターの指示に従うものとする。

- 3 行政の方針で帰国後に2週間の待機を要請された国や、外務省海外安全ホームページの感染症情報において、新型コロナウイルス感染症危険レベルがレベル2以上の地域がある国、急速に感染が拡大している国（以下、指定国）以外の海外に渡航又は滞在して帰国した学生・教職員、指定国への渡航・滞在並びに指定国経由の移動（以下、「指定国へ（の）渡航」という。）をして帰国または来日した学生・教職員、指定国から帰国または来日して2週間、健康な状態を維持できなかったことが確認できない方と濃厚接触した学生・教職員については第6、第8に従うものとする。

（集会等の把握に関する一元化）

- 第5 学生及び職員が、参加者が概ね500名以上の大規模な集会等を主催する場合は、その名称、開催日、場所、参加予定者の数及び参加予定者の国籍について、学生は所属部局の学生担当係に、職員は所属部局の総務担当係に届け出るものとする。
- 2 前項の届け出があった各部局の担当者は、職員については総務課に、学生については学生支援部学生・留学生支援課に情報を伝達するものとする。

（海外に渡航又は滞在した学生及び教職員の状況把握の一元化）

- 第6 海外に渡航又は滞在した学生・教職員においては、帰国後、速やかに、渡航地域、渡航期間、利用交通機関（航空機便名等）等について、担当部局に届け出なければならない。届け出を受けた担当部局は、総務課に情報を伝達し、同課において海外渡航状況を一元的に把握するものとする。また、学生・教職員は、帰国または来日した日より2週間は毎日体温測定をする等、経過記録票に健康状態を記入し、発熱や咳等の呼吸器症状が出た場合は、第4に準じて行動し、担当部局へ届け出るものとする。届け出を受けた担当部局は、総務課及び保健管理センターへ報告し、保健管理センターの指示に従う。（「指定国以外の海外に渡航または滞在した学生・教職員の皆様へ」を参照。

（指定国への教職員及び学生の海外渡航）

- 第7 学生及び教職員の指定国への渡航並びに指定国経由の移動については、原則、禁止とする。また、留学生の一時帰国も同様とする。ただし、留学生の親族の危篤等による一時帰国又は新型コロナウイルス感染症の研究や国際対応への協力による渡航であって対策本部の承認を得た場合は、この限りでない。
- 2 指定国へ渡航しようとする学生・教職員及び帯同家族においては、渡航計画、渡航地域及び利用交通機関（航空機便名等）を、担当部局に届け出なければならない。
- 3 前項の届け出を受けた担当部局は、総務課に情報を伝達し、同課において指定国への渡航状況を一元的に把握するものとする。
- 4 指定国への渡航者は、帰国後、渡航地域、渡航期間、利用交通機関（航空機便名等）等を速やかに担当部局へ届け出なければならない。報告を受けた担当部局は、総務課へ報告書を提出する。この措置は、対策本部が解除するまで継続する。

（帰国勧告とその後の措置）

- 第8 対策本部は、指定国への渡航中又は滞在中の学生、教職員及び帯同家族に対しては、帰国勧告を行うことができる。
- 2 指定国から帰国または来日した学生・教職員、または、指定国から帰国または来日して2週間、健康な状態を維持できなかったことが確認できない方と濃厚接触した学生・教職員は、症状の有無にかか

ならず、入国日から2週間は大学への登学や出勤、公共交通機関の利用を避けて自宅待機とし、他人との接触は控える。また、帰国または来日した日より2週間は、毎日体温測定をする等経過記録票に健康状態を記入し、毎日各担当部局に報告する。

- 3 発熱や咳等の呼吸器症状が出た場合は、フローチャート「指定国より帰国または来日した学生・教職員の皆様 指定国より帰国または来日した方と濃厚接触した学生・教職員の皆様」に沿って行動し、担当部局へ届け出る。届け出を受けた担当部局は、総務課と保健管理センターへ報告し、保健管理センターの指示に従うものとする。
- 4 帰国した学生、教職員、帯同家族は、帰国に際し搭乗した航空機等に新型コロナウイルス感染症の患者及び疑似患者が同乗していたことが判明した場合には、国や県からの連絡に従って行動するとともに、担当部局にもその旨連絡するものとする。
- 5 対策本部は、帰国した学生、職員、帯同家族が帰国後発症した場合（疑い例を含む。）には、状況により本学において接触した者に自宅待機を指示するものとする。
- 6 学生が自宅待機等をする場合は、この期間は国立大学法人大分大学学則（平成16年規則第8号）第67条第2項の規程に基づき、登学停止とする。また、教職員が自宅待機等により本学での業務を遂行することができない場合は、この期間は国立大学法人大分大学職員労働安全衛生管理規程（平成16年規程第27号）第35条に準じて、就業禁止とする。
- 7 自宅待機等の解除時期（登学又は出勤の許可）については、それぞれの事例において対策本部が判断し、本人及び担当部局に通知する。

II 大分県内での患者発生又は感染拡大期、まん延期における対応（国内で患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった事例が生じた状態）

（休講の検討）

第9 対策本部は、キャンパスごとに休講及び臨時休業の検討を行う。

（集会又は会合の延期又は中止）

第10 対策本部は、大分県内において新型コロナウイルス感染症患者の発生が確認された場合（以下「県内発生早期」という。）で、その発生地域、伝搬状況を勘案した上で、大学内における集会又は会合の延期又は中止を勧告することができる。

（学生・教職員の国内での移動及び海外への渡航の制限）

第11 全国的に感染者が急増し、大分県内においても感染が拡大した場合は、学生・教職員に対する本学の対応は、第2項、第3項の通りとする。

2 学生・教職員については、感染拡大地域※への不要不急の移動は控える。ただし、公共交通機関でこれら都道府県を経由し、他県へ移動する場合は経由を認める。

やむを得ず移動する場合は、感染予防策を徹底し、大分へ帰県後、2週間は検温等健康チェックを行い、その間は、必ずマスクを着用の上、他の学生・教職員との接触は最小限に抑える。

※R2.11.26時点

北海道、首都圏（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県）及び関西圏（大阪府、京都府、兵庫県）、愛知県、福岡県、沖縄県

- 3 他の教職員や学生との接触を最小限に抑えることができない場合は、且野原キャンパス教職員：保健管理センター（097-554-7477）、挾間キャンパス教職員：挾間健康相談室（097-586-5552）まで連絡する。また、出張等で県外に移動する際は、先方での行動に十分注意し、特に歓楽街への立ち入りは控えるようにする。
- 4 海外への渡航は、学生・教職員ともに禁止する。ただし、不可避の要件や新型コロナウイルスへの対応等、対策本部が特に認めた場合はこの限りでない。

（学生・教職員における留意事項）

第12 学生・教職員については、感染拡大防止のため、以下の点に留意する。

- ・授業（実験、実習等含む）は、オンライン形式、対面形式、ハイブリッド形式を適切に組み合わせ、感染予防策を徹底した上で実施する。
- ・期末試験は、対面を基本として実施する。ただし、科目によっては、その他の方法で試験に代えることがある。（感染拡大の状況によっては、変更になる場合がある。）
- ・学外における研修、調査、フィールドワーク等は、感染予防策を徹底した上で許可する。
- ・大分県で感染者が拡大している期間は、課外活動（サークル活動）は、原則禁止する。なお、特別な理由等により活動を希望する場合は、「サークル活動計画表」を作成の上、学生・留学生支援課（医学部は学務課）に提出し、担当理事の許可を得ること。
ただし、部室等の狭い部屋での活動や使用の際は以下の事項を厳守すること。
 - ・3密（密閉・密集・密接）を避けること。
 - ・手洗い、手指消毒を活動前後に行うこと。
 - ・活動に支障のない限りマスクを着用すること。
 - ・常に窓やドアを開けて換気を行うこと（気温や騒音等の理由により常時換気することが難しい場合は、30分に1回、5分以上の換気を行うこと）。
 - ・飲食は厳禁とすること。
- ・日頃から3つの「密」（密閉、密集、密接）が発生する場所には行かないこと。
- ・歓楽街や接待を伴う店での飲食、または5人以上の飲食は原則禁止する。また、飲食の際にも会話の際はマスクを着用すること。なお、やむを得ない理由で、感染拡大地域※からの来訪者と接する場合は、会食や大きな声での会話等は控えること。
- ・大声を出す行動（アパートや飲食店で大声で話すこと、イベント、スポーツ観戦、ゲーム等で大声を出すことなど）を控えること。
- ・ライブハウス・カラオケ・ラウンジなどの利用は、禁止する。
- ・不特定多数の方が集うセミナー・研究会・説明会・スポーツ・文化活動への参加は、原則禁止する。やむを得ない理由で参加する場合は、感染予防策を十分に徹底すること。
- ・他機関での学生の実習においては、学生の感染予防対策を徹底する。
- ・室内での講義や会議などは、3つの密を避けるように工夫した上で行う。
- ・厚生労働省等のHP等から新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）をインストールすることを強く推奨する。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa_00138.html

(学生・教職員の実施事項と有症状期の対応 (フローチャート①, ②))

第13 すべての学生・教職員については、フローチャート①に沿って対応する。

- 2 すべての学生、教職員は毎朝体温を測り、健康状態を観察する。発熱や呼吸器症状（咳、鼻水、咽頭痛等）、嗅覚・味覚異常、頭痛、倦怠感など何らかの体調不良を認める場合は、大学への登学又は出勤をせず、各担当部局へ届け出る。症状が改善するまで自宅待機とし、経過記録票の記録を開始し、担当部局へ毎日の健康状態を報告する。届け出のあった各担当部局は、「新型コロナウイルス感染症連絡票」に沿って聞き取りを行う。
- 3 下記①, ②, ③に当てはまる場合は、最寄りの保健所に電話で相談の上、指定された医療機関を受診する。
 - ① 息苦しさ（呼吸困難）・強いだるさ（倦怠感）・高熱などの強い症状のいずれかがある
 - ② 重症化しやすい方や妊婦で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある
 - ③ ①, ②以外で、発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く（4日以上続く場合は必ず）
- 4 第3項の報告を受けた各担当部局は、総務課（097-554-7406）及び保健管理センターに報告し、保健管理センターの指示に従うものとする。

第14 海外から帰国または来日した学生・教職員、海外から帰国または来日して2週間、健康な状態を維持できたことが確認できない方と濃厚接触した学生・教職員については、フローチャート②に沿って対応する。

- 2 海外から帰国または来日した学生・教職員は、入国後、速やかに、渡航地域、渡航期間、利用交通機関（航空機便名等）等を担当部局へ届け出る。症状の有無にかかわらず、入国日、濃厚接触をした日から2週間は登学をせず、公共交通機関の利用を避けて自宅待機とし、他人との接触は控える。入国日、濃厚接触日より2週間は、毎日体温測定をする等、別添の経過記録票に健康状態を記入し、毎日各担当部局に報告する。また、入国後、空港近辺の施設で2週間隔離後に来県した学生・教職員も、1週間は登学せず、自宅待機して健康観察する。
- 3 健康観察期間中に発熱や咳等の呼吸器症状、嗅覚・味覚異常等、新型コロナウイルス感染症が疑われるような症状が出た場合は、最寄りの保健所に電話して受診すべき医療機関などの指示を仰ぎ、事前に居住歴や渡航歴を連絡した上で、マスクを着用の上、指定された医療機関に速やかに受診する。また、結果を各担当部局に届け出る。
- 4 健康観察期間中、発熱なく、体調に異常を認めなかった場合は、各担当部局へ経過記録票を提出し、経過観察期間を終了とする。

(学生、教職員等に患者が発生した場合の措置)

第15 新型コロナウイルス感染症と診断された学生・教職員は、直ちに担当部局（夜間、休日においては、守衛所（旦那原：097-554-7426、抜間：097-586-6620））へ届け出る。新型コロナウイルス感染症と診断された患者と濃厚接触しPCR検査の対象となった学生・教職員、PCR検査の対象となり、かつ発熱や呼吸器症状（咳、鼻水、咽頭痛等）が出ている者と濃厚接触した学生・教職員についても各担当部局へ届け出る。届け出を受けた担当部局（守衛所）は、総務課及び保健管理センターへ報告し、保健管理センターの指示に従うものとする。

2 学生、教職員等構成員から新型コロナウイルス感染症の患者が一人でも発生した場合には、学長は、直ちに大学の休講、臨時休業の判断を行う。臨時休業の期間、大学としての最小限の機能を

維持するため、学長は特別の措置を講じることができる。

3 患者発生時、保健管理センターは、学部、学籍番号、氏名、性別、生年月日、発生月日、症状、療養場所、受診機関及び連絡方法等について、各所属部局と連携の上、情報収集を行うこととする。

4 対策本部は、各部局の学生担当係及び総務担当係の職員とともに、電話により学生及び教職員の健康状態を把握し、臨時休業から14日後、新型コロナウイルス感染症の患者及び疑似症例がないことを確認したのち休業を解除する。

5 休講した場合の補講等については、各学部において適宜検討する。

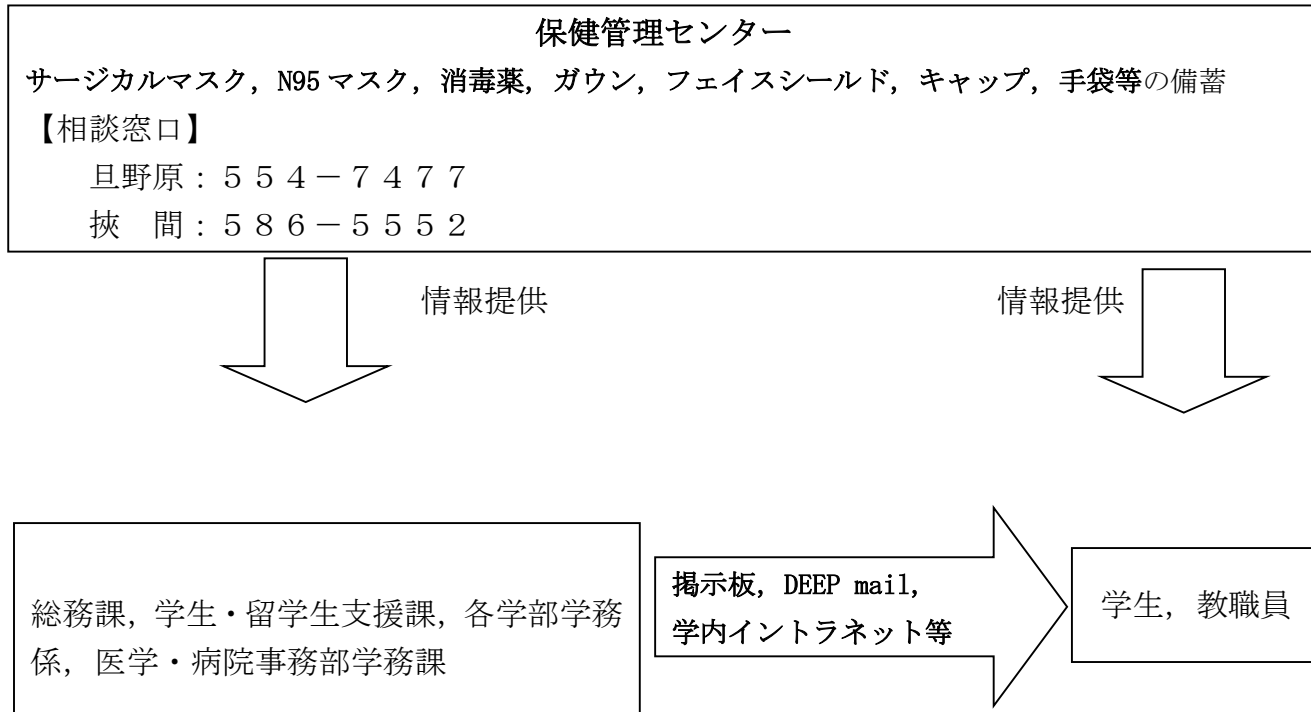
Ⅲ その他

(マニュアルの改訂)

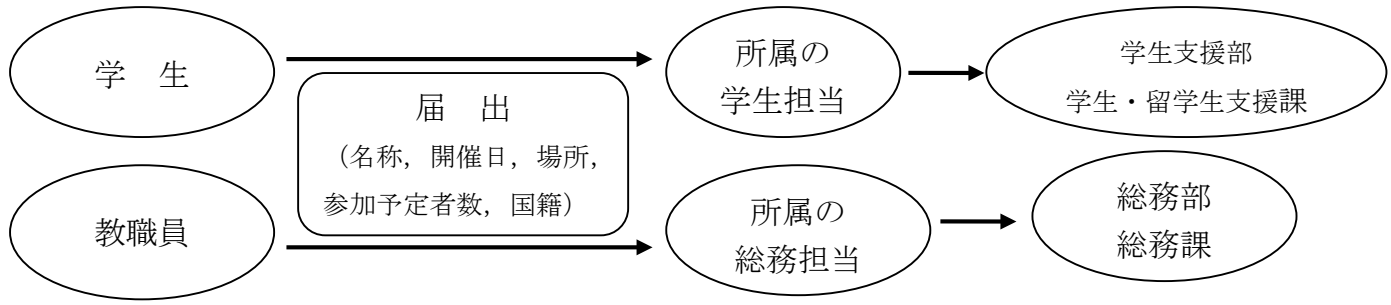
第16 保健管理センター所長、総務部総務課長は、感染症専門家の意見等を参考として、本マニュアルについて、最新のリスクに対応したものになるよう不断の見直しを行うものとする。

2 前項の見直しについての事務は対策本部において処理するものとする。

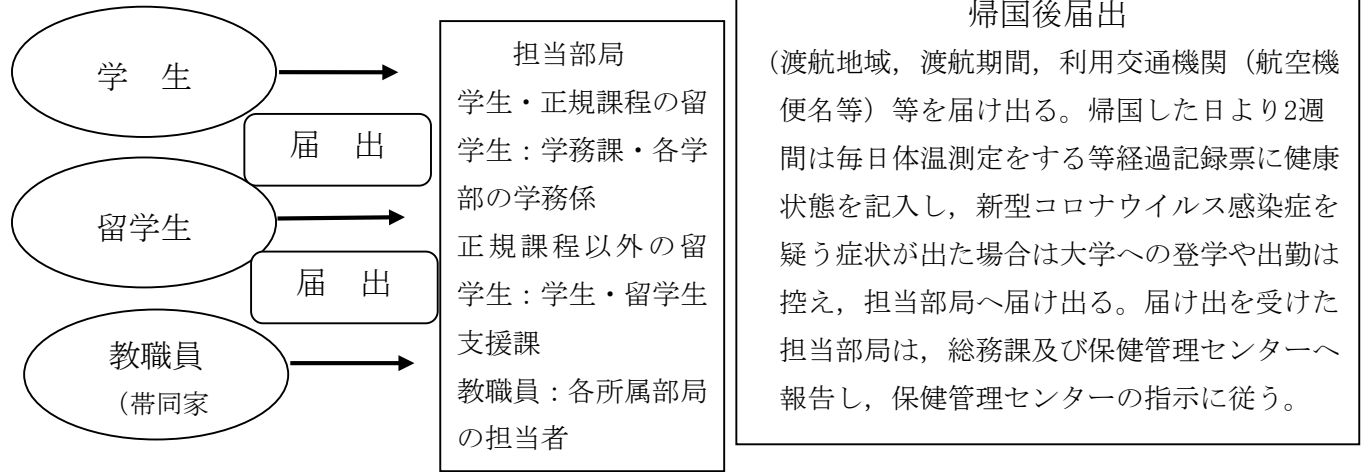
国内発生早期（大分県外での発生）



集会等を主催する場合

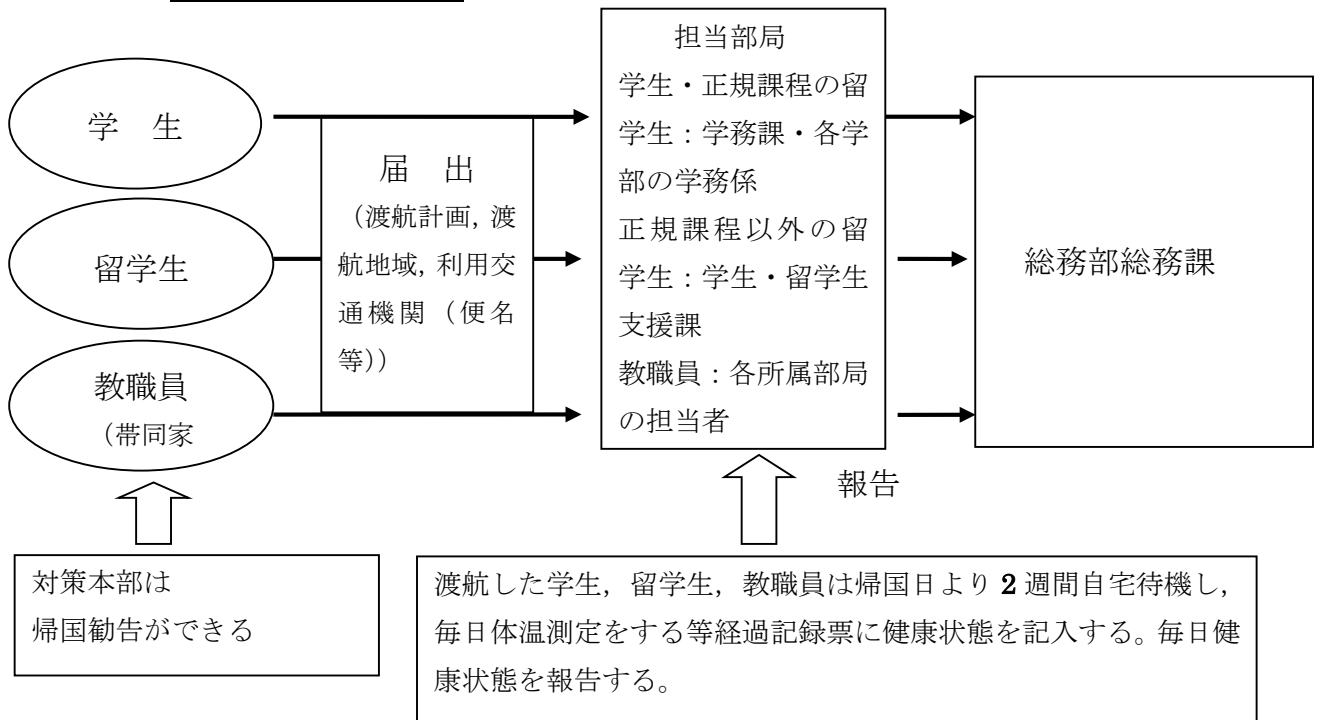


指定国以外への海外渡航・滞在



海外への渡航

原則禁止 (新型コロナウイルス感染症の研究や国際協力, 留学生の親族の危篤などの場合は, 対策本部の承認を得る)



フローチャート①

すべての学生・教職員は、新型コロナウイルス感染症対策として、毎朝体温測定を行い、健康観察を実施してください。

発熱や呼吸器症状（咳、鼻水、咽頭痛等）、嗅覚・味覚異常、頭痛、倦怠感など何らかの体調不良を認める場合は、大学への登学・出勤をせず、症状が改善するまで自宅待機をして他人との接触は控え、速やかに担当部局へ届け出を行い、経過記録票の記入を開始し、毎日の健康状態を報告してください。

医療機関に受診が必要な場合は、まず電話をして症状を伝え、マスクを着用の上、受診してください。

症状が改善しない

- ① 息苦しさ（呼吸困難）・強いだるさ（倦怠感）・高熱などの強い症状のいずれかがある
- ② 重症化しやすい方*や妊婦で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある
- ③ これら以外で、発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く（4日以上続く場合は必ず）

最寄りの保健所に電話で相談の上、指定された医療機関を受診してください

速やかに担当部局へ届け出を行ってください

- 学生・正規課程の留学生は学務課・各学部の学務係へ
- 正規課程以外の留学生は学生・留学生支援課へ
- 教職員は各所属部局の担当者へ

症状が改善した

発症後8日経過、かつ、解熱後および症状消失後3日経過していれば登学・出勤可
例1：6/1に発症し、6/5までに解熱および症状消失した場合は、6/10日より登学・出勤可
例2：6/1に発症し、6/8に解熱および症状消失した場合は、6/12日より登学・出勤可

担当部局へ経過記録票を提出し、経過観察を終了してください

*重症化しやすい方…高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方、喫煙者

※自宅待機となった場合
学生…授業は公欠扱いとなります。 職員…就業禁止（有給）扱いとなります。

- ・ 海外より帰国または来日した学生・教職員
- ・ 海外より帰国または来日して 2 週間、健康な状態を維持できなかったことが確認できない方
(同居者等) と濃厚接触した学生・教職員

該当する方は、大学の感染症対策を徹底するために、下記の流れに沿って行動してください。

上記に該当する学生・教職員は、学務課・各学部の学務係（学生・正規課程の留学生）、学生・留学生支援課（正規課程以外の留学生）、各所属部局の担当者（教職員）に報告し、入国日、濃厚接触日より 2 週間は、大学への登学や出勤は停止し自宅待機とし、毎日体温測定を行い、経過記録票を記入する。厳重に健康観察を行い、外出を控える。また、入国後、空港近辺の施設で 2 週間隔離後に来県した方も、1 週間は登学せず、自宅待機し健康観察を行う。健康状態については、学務課・各学部の学務係（学生・正規課程の留学生）、学生・留学生支援課（正規課程以外の留学生）、各所属部局の担当者（教職員）へ毎日報告する。

健康観察期間中に発熱や咳等の呼吸器症状や嗅覚・味覚異常等、新型コロナウイルス感染症が疑われるような体調不良を認める。

最寄りの保健所に電話して受診すべき医療機関等の指示を仰ぎ、事前に居住歴や渡航歴等を連絡した上で、マスクを着用の上、指定された医療機関に速やかに受診する。

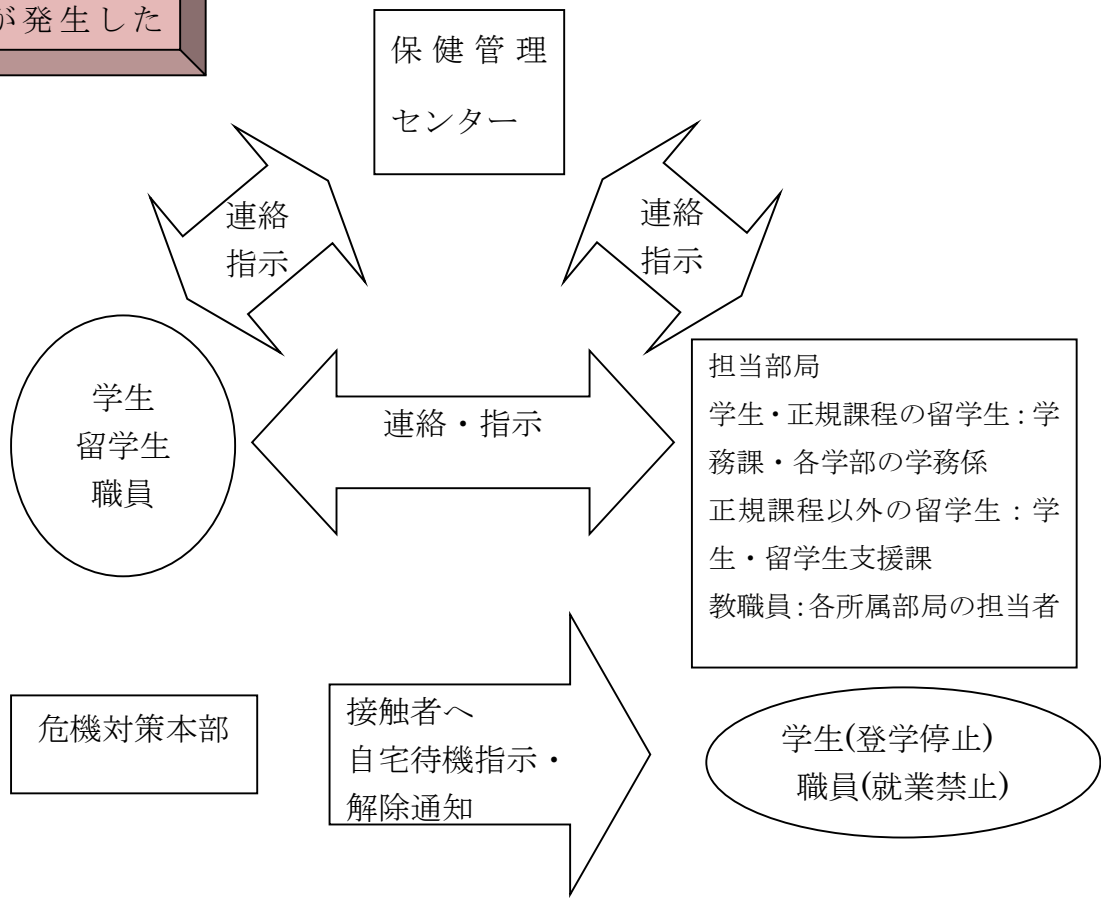
受診結果については、学務課・各学部の学務係（学生・正規課程の留学生）、学生・留学生支援課（正規課程以外の留学生）、各所属部局の担当者（教職員）まで報告する。

健康観察期間を自覚症状なく経過。

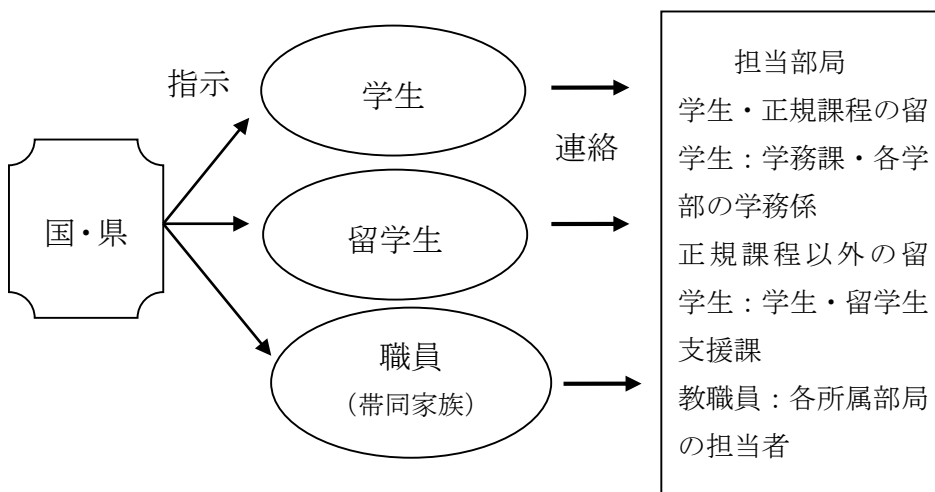
担当部局へ経過記録票を提出し、経過観察終了。

登学・出勤可。

新型コロナウイルス感染症が疑われる症状が発生した



帰国の際に搭乗した航空機等の同乗者に発生した場合



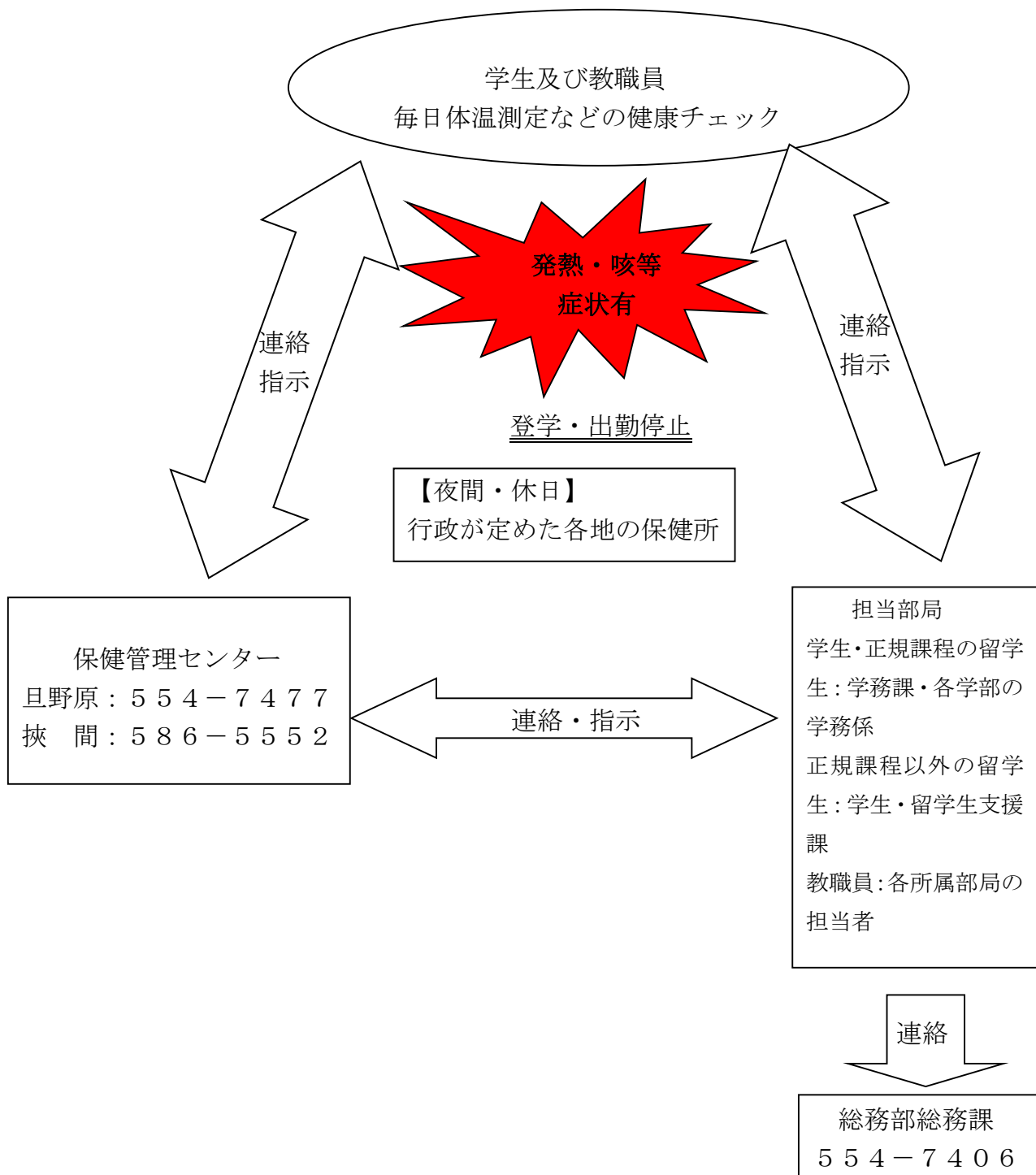
大分県内での患者発生又は感染拡大期

危機対策本部

- ・ 休講及び臨時休業の検討（キャンパスごと）
- ・ 発生状況，伝搬状況を確認し，大学内における集会又は会合の延期又は中止を勧告することができる

学生・職員

- ・ 出張及び研修の延期又は中止検討



学生，職員等に患者が発生した場合

学長

- ・直ちに大学の休講，臨時休業の判断
- ・臨時休業の期間，大学としての最小限の機能を維持するため，特別の措置を講じることができる

保健管理センター，

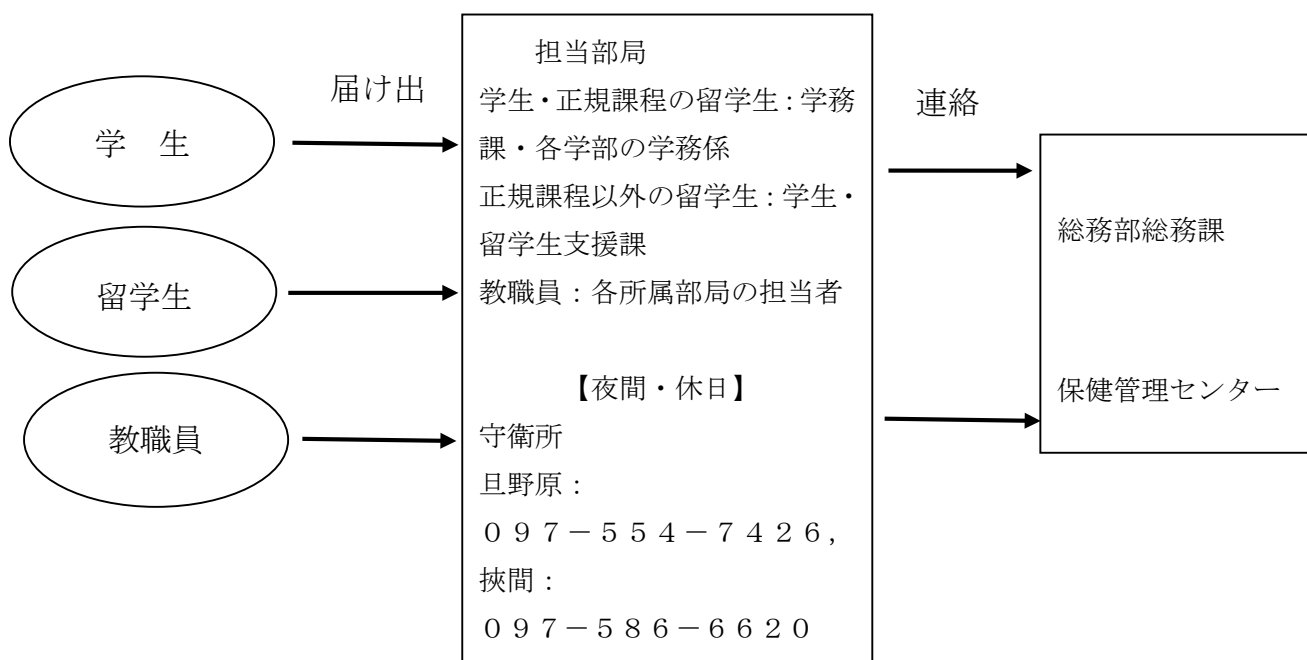
- ・情報収集（学部，学籍番号，氏名，性別，生年月日，発生日，症状，療養場所，受診機関，連絡方法等）

担当部局

- ・各部局の学生担当係及び総務担当係の職員と共に電話により学生及び職員の健康状態を把握
- ・臨時休業から14日後新型コロナウイルス感染症の患者及び疑似症例がないことを確認し，休業解除

各学部

- ・休講した場合の補講等について検討



新型コロナウイルス感染症連絡票

【教職員用】

受付担当者	
-------	--

海外渡航 有 無 濃厚接触 有 無

連絡を受けた日	令和 年 月 日 () 午前・午後 時 分				
所属・職名	所属		職名		学内内線
フリガナ氏名				性別	男・女
連絡先電話番号	【携帯】必ず連絡が取れる番号 — —			生年月日 年 月 日	年齢
渡航期間	令和 年 月 日 ~ 月 日 : 帰国日 月 日				
現在の症状等 (初回連絡時)	1. 症状なし 体温 度 分 (時 分) 2. 次のいずれかに該当する自覚症状あり。 発熱 (体温 度 分) ・咳・痰・だるさ・のどの痛み・頭痛・腹痛・吐き気・下痢 その他 3. 医療機関受診 (無 ・ 有) (診断: 治療:) 4. 保健所への連絡 (無 ・ 有) 保健所名 () 保健所 連絡先 — — 担当者名				
現在の滞在場所	1. 自宅 2. 実家 3. ホテル 4. その他 ()				
症状が出た日 (発熱した日)	令和 年 月 日 () 午前 ・ 午後 ・ 夜 時頃				
指示した事項 (該当のものに○を付ける)					
登学・出勤停止。自宅待機 (他人と接触しない。家族がいる場合は家族内で隔離も必要。) 1. 担当部局へ報告。 2. 医療機関を受診する際は、医療機関へ電話で症状を伝え、マスクを着用の上受診すること。 3. 医療機関の受診結果を保健管理センターへ電話で報告すること。 4 その他 14日間健康観察を行い症状が改善しない場合は最寄りの保健所に電話で相談する。					
保健所からの指示内容 医療機関受診の必要性 医療機関名 移動手段 経過観察の様子					
渡航先					
渡航ルート					

【 経過記録票 】

- ・ 該当するフローチャートに沿って記入してください。
- ・ 記入後は必ず各担当部局に提出してください。

氏 名 ()

1日目 /	・体温 (度 分) ・体温測定時間 (時 分) ・医療機関受診 (有 ・ 無) 1. 症状なし 2. 自覚症状あり ※該当する症状に○を付けてください。 発熱・咳・痰・だるさ・のどの痛み・頭痛・腹痛・吐き気・下痢・その他 ()
2日目 /	・体温 (度 分) ・体温測定時間 (時 分) ・医療機関受診 (有 ・ 無) 1. 症状なし 2. 自覚症状あり ※該当する症状に○を付けてください。 発熱・咳・痰・だるさ・のどの痛み・頭痛・腹痛・吐き気・下痢・その他 ()
3日目 /	・体温 (度 分) ・体温測定時間 (時 分) ・医療機関受診 (有 ・ 無) 1. 症状なし 2. 自覚症状あり ※該当する症状に○を付けてください。 発熱・咳・痰・だるさ・のどの痛み・頭痛・腹痛・吐き気・下痢・その他 ()
4日目 /	・体温 (度 分) ・体温測定時間 (時 分) ・医療機関受診 (有 ・ 無) 1. 症状なし 2. 自覚症状あり ※該当する症状に○を付けてください。 発熱・咳・痰・だるさ・のどの痛み・頭痛・腹痛・吐き気・下痢・その他 ()
5日目 /	・体温 (度 分) ・体温測定時間 (時 分) ・医療機関受診 (有 ・ 無) 1. 症状なし 2. 自覚症状あり ※該当する症状に○を付けてください。 発熱・咳・痰・だるさ・のどの痛み・頭痛・腹痛・吐き気・下痢・その他 ()
6日目 /	・体温 (度 分) ・体温測定時間 (時 分) ・医療機関受診 (有 ・ 無) 1. 症状なし 2. 自覚症状あり ※該当する症状に○を付けてください。 発熱・咳・痰・だるさ・のどの痛み・頭痛・腹痛・吐き気・下痢・その他 ()
7日目 /	・体温 (度 分) ・体温測定時間 (時 分) ・医療機関受診 (有 ・ 無) 1. 症状なし 2. 自覚症状あり ※該当する症状に○を付けてください。 発熱・咳・痰・だるさ・のどの痛み・頭痛・腹痛・吐き気・下痢・その他 ()
8日目 /	・体温 (度 分) ・体温測定時間 (時 分) ・医療機関受診 (有 ・ 無) 1. 症状なし 2. 自覚症状あり ※該当する症状に○を付けてください。 発熱・咳・痰・だるさ・のどの痛み・頭痛・腹痛・吐き気・下痢・その他 ()
9日目 /	・体温 (度 分) ・体温測定時間 (時 分) ・医療機関受診 (有 ・ 無) 1. 症状なし 2. 自覚症状あり ※該当する症状に○を付けてください。 発熱・咳・痰・だるさ・のどの痛み・頭痛・腹痛・吐き気・下痢・その他 ()
10日目 /	・体温 (度 分) ・体温測定時間 (時 分) ・医療機関受診 (有 ・ 無) 1. 症状なし 2. 自覚症状あり ※該当する症状に○を付けてください。 発熱・咳・痰・だるさ・のどの痛み・頭痛・腹痛・吐き気・下痢・その他 ()
11日目 /	・体温 (度 分) ・体温測定時間 (時 分) ・医療機関受診 (有 ・ 無) 1. 症状なし 2. 自覚症状あり ※該当する症状に○を付けてください。 発熱・咳・痰・だるさ・のどの痛み・頭痛・腹痛・吐き気・下痢・その他 ()
12日目 /	・体温 (度 分) ・体温測定時間 (時 分) ・医療機関受診 (有 ・ 無) 1. 症状なし 2. 自覚症状あり ※該当する症状に○を付けてください。 発熱・咳・痰・だるさ・のどの痛み・頭痛・腹痛・吐き気・下痢・その他 ()
13日目 /	・体温 (度 分) ・体温測定時間 (時 分) ・医療機関受診 (有 ・ 無) 1. 症状なし 2. 自覚症状あり ※該当する症状に○を付けてください。 発熱・咳・痰・だるさ・のどの痛み・頭痛・腹痛・吐き気・下痢・その他 ()
14日目 /	・体温 (度 分) ・体温測定時間 (時 分) ・医療機関受診 (有 ・ 無) 1. 症状なし 2. 自覚症状あり ※該当する症状に○を付けてください。 発熱・咳・痰・だるさ・のどの痛み・頭痛・腹痛・吐き気・下痢・その他 ()

大分大学における新型コロナウイルス感染症

(COVID-19) の予防及び対応マニュアル

令和2年(2020年)3月2日 制定

令和2年(2020年)3月6日 改訂

令和2年(2020年)3月19日 改訂

令和2年(2020年)3月24日 改訂

令和2年(2020年)3月27日 改訂

令和2年(2020年)4月16日 改訂

令和2年(2020年)4月22日 改訂

令和2年(2020年)5月15日 改訂

令和2年(2020年)6月1日 改訂

令和2年(2020年)6月22日 改訂

令和2年(2020年)7月20日 改訂

令和2年(2020年)8月24日 改訂

令和2年(2020年)9月10日 改訂

令和2年(2020年)11月10日 改訂

令和2年(2020年)11月27日 改訂

国立大学法人大分大学 総務部総務課
